

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 七 年 三 月 二 十 五 日

目 次

人事委員会規則

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ
一

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の五を次のように改める。

第六十九条の五 削除

第六十九条の六第一項第四号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第六十九条の十三第一項第五号中「第三十七条の第三項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「、条例第三十七条の三第二項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に、同条第三項の規定による請求にあつては三歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第七十五条第一項第二十三号中「（うち五日は、イから八までに掲げる場合（イにあつては、当該義務教育終了前の子の看護を行う場合に限る。）に該当する場合に限る。）」を削り、「期間」の下に「。ただし、イ又はニに掲げる場合のうち当該義務教育終了前

の子以外の者の看護を行う場合又は当該義務教育終了前の子以外の子が在籍し、若しくは在籍することとなる児童福祉施設、教育施設等が実施する行事に出席する場合に該当する場合の期間は、五日の範囲内の期間とする。」を加える。

別記第四号様式の四注中

「3について

この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。

4について

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。

「3について

を この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。」

の制

日以

に

に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則